

「子どもへの図書カード配付事業」Q & A

1 対象者について

Q 1 対象となる子どもを教えてください。

- A 1 ①令和5年1月1日時点で住民基本台帳に登録されている平成16年4月2日以降に生まれたお子さんと
②同時点で住民基本台帳に登録はないものの平成16年4月2日以降に生まれた子どものうち市長が認めるお子さんです。
なお、住民基本台帳に登録がない方については、市役所のこども支援課にお問い合わせください。

Q 2 対象者の人数はどれくらいですか。

- A 2 25,200人を見込んでいます。

Q 3 令和5年1月2日以降に生まれた子どもは対象外ということですか。

- A 3 申し訳ありませんが、対象外となります。また、令和5年1月1日以前に生まれたお子さんであっても令和5年1月1日時点で住民基本台帳に登録のない方は対象外となります。

Q 4 令和4年12月28日に鎌倉市に転入してきましたが市役所に転入届を提出したのが、令和5年1月4日でした。実態として12月末から鎌倉市に居住していますが、この場合は対象となりますか。

- A 4 令和5年1月1日以前に鎌倉市へ転入されてきていても1月1日時点で住民基本台帳に登録がない場合は対象外となります。また、鎌倉市から1月1日以前に他市へ転出されていても1月1日時点で住民基本台帳に登録がある場合は対象となります。

Q 5 令和5年1月1日以前に鎌倉市内で生まれた子どもは全て対象ということですか。

- A 5 基本的に対象になりますが、令和5年1月1日以前に生まれていても1月1日時点で住民基本台帳に登録されていない場合は対象外となります。

Q 6 外国人は対象となりますか。

- A 6 令和5年1月1日時点で住民基本台帳に登録されている平成16年4月2日以降に生まれた子どもであれば、日本国籍を持たない方も対象となります。
なお、住民基本台帳に登録がない場合でも対象となる場合がありますので、市役所のこども支援課にお問い合わせください。

Q 7 鎌倉市に居住しているが、家庭の事情や被災等により鎌倉市に住民登録をしていない場合はどうなりますか。

A 7 DV被害や災害等からの避難者で鎌倉市に住民票を移すことができない場合については、対象となる場合があります。市役所のこども支援課で個別に相談を受けますのでお問い合わせください。

Q 8 コールセンターは設置するのか。

A 8 2月15日（水）から3月20日（月）まで設置します。時間は午前9時から午後6時までです。なお、コールセンターの電話番号は050-8880-4303です。

Q 9 住民登録がない場合はどのようなケースが対象になりますか。

A 9 DV被害や災害等から避難するため、鎌倉市にお住いの場合に対象となります。市役所のこども支援課で相談を受けますのでお問い合わせください。

2 配付について

Q 1 配付はいつからですか。

A 1 令和5年2月下旬から順次配付します。

なお、配付については、お子様ご本人宛て（兄弟・姉妹がいる場合は連名）に簡易書留郵便で送付します。

Q 2 兄弟・姉妹など複数の子どもがいる世帯には、どのように送付されてくるのですか。

A 2 対象となる兄弟・姉妹全員分の図書カードを簡易書留郵便でまとめてご自宅に送付します。

※お子様の人数が多い場合は、分けて送付する場合があります。

Q 3 住所地とは別の場所に送付することは可能ですか。

A 3 原則、住所地にお送りすることになります。ただし、特別な理由により住民票を移動させることができず、実際の居所が異なる場合等については、市役所のこども支援課で個別に相談を受けますのでお問い合わせください。

Q 4 市の窓口で受け取ることはできますか。

A 4 全て簡易書留郵便での送付となります。

Q 5 3月31日（金）までに受け取ってほしいとのことだが、受け取れない場合はどうすればよいですか。

A 5 市役所のこども支援課にお問い合わせください。

Q 6 図書カードが届きません。

A 6 2月下旬から順次送付していますのでお待ちください。ただし、令和4年12月末に鎌倉市に転入されてきた場合には、1月1日時点で住民基本台帳に登録されておらず対象外となる場合があります。

Q 7 子どもが4人いますが3人分しか届きません。

A 7 簡易書留で図書カードを送付する場合には、発送作業を行う委託業者との取り決めで1通当たり3人分までとさせて頂いております。地域ごとに発送していることから、既に残りのお子様の分（対象者であれば）も発送作業は済んでおりますのでもう少しお待ちください。

3 申請について

Q 1 申請は必要ですか。

A 1 住民基本台帳に登録されている方については、申請手続きは不要となりますが、登録のない方は申請手続きが必要となります。詳細は、市役所のこども支援課にお問い合わせください。

Q 2 申請に必要な書類を教えてください。

A 2 ①鎌倉市子どもへの図書カード交付申請書（第1号様式）と
②お子様が鎌倉市に居住していることを確認できる公共機関が発行する領収書等（領収書等の宛名が対象者以外の者となっている場合には、領収書等に加えて対象者との関係が確認できる書類）や施設等に入所している場合はそれを確認できる書類を提出して頂きます。
なお、提出頂いた書類で対象になるか確認できない場合には、追加で資料などを提出して頂く場合があります。

4 事業全般について

Q 1 事業の概要を教えてください。

A 1 物価高騰等により家計が影響を受ける中でも、子ども達が豊かな教養を育むことができるようお子様を支援するため、18歳以下の子どもに対し、一人あたり5,000円の図書カードを配付するものです。

Q 2 図書カードはどのようなものですか。

A 2 図書カード NEXT となります。これは、一般的に見られるカードタイプのものです。

Q 3 配付するものを図書カードにした理由はなんですか。

A 3 鎌倉市では、これまで子育て世帯を含め、物価高騰等に対する様々な支援策を行ってきましたが、その一方でお子様への支援が不足していると考えておりまし

た。そこで近隣市などの事例を参考にお子様に図書カードを配付することにした
ものです。

Q4 図書カードの受取期限はありますか。

A4 3月上旬には全ての対象者に図書カードが届くように事務を進めています。し
かし、長期不在などの理由により簡易書留を受け取れず、郵便局に再配達を依頼
する場合は3月31日（金）までに受け取れるようにしてください。

Q5 周知はどうしていますか。

A5 広報かまくら2月1日号及び当ホームページにて周知を行っています。

Q6 このコールセンターはいつまで設置していますか。

A6 3月20日（月）午後6時まで設置します。

なお、3月21日（火）以降は市役所のこども支援課にお問い合わせください。